

タイトル「**2018年度 観光学部シラバス**」、フォルダ「**2018年度 観光学部シラバス**」
シラバスの詳細は以下となります。



科目名	観光関連法規B		
担当教員	澤田 知樹		
対象学年	1年	クラス	T1
講義室	G-205	開講学期	後期
曜日・時限	水2	単位区分	選必
授業形態		単位数	2
準備事項			
備考			
科目名(英語表記)	観光関連法規b		
授業の概要・ねらい	観光に関する法律を、この授業では大別して二つにわけます。ひとつは観光の対象に関する法律であり、いまひとつは観光に係わる人(業者)に関する法律です。これらについて個別に定められた法律をそれぞれ説明しますj。		
授業計画	観光の対象に関する法律については、文化剤保護法、景観法、世界遺産条約、自然公園法などを説明いたします。後編では、旅行業法、旅館業法とそれらに定められている制度に追説明します。たとえば、旅館・ホテルの設置や営業に関する規制、旅行者に対する規制、民泊など新しい制度について説明いたします。		
	回	内容	
	1	イントロダクション; 授業で扱う内容の大まかな紹介。	
	2	観光対象・観光業者に対する行政による保護・規制	
	3	文化財保護法	
	4	自然公園法	
	5	世界遺産条約	
	6	景観法	
	7	歴史的風土特別保護地区・地区計画等による観光資源の保護	
	8	中間復習	
	9	旅行業法 旅行業約款	
	10	旅行業法 旅行業協会・供託制度	
	11	課題レポート 1	
	12	旅館業法	
	13	課題レポート 2	
	14	総復習	
	15	期末レポート	
到達目標	観光に関する知識を深める上で必要となる法律について、基本的な内容を理解していただきます。		
成績評価の方法	レポートにより評価します。平常の授業において課題を提出していただき、期末にもレポートを提出していただきます。それらを合わせて評価しますj。		
教科書	指定しません。		
参考書・参考文献	授業において指示します。		
履修上の注意・メッセージ	法律に関する知識は問いません。それらの法律がどのように作用するかを理解していただきます。 授業計画は変更することがあります。 また、法律についてではなく、関連する政治的な事柄のいは国際情勢についても解説していきます。		
履修する上で必要な事項	特に学習する必要はありませんが、時事問題とうについては新聞・ニュース等をみておいてください。		
受講を推奨する関連科目			
授業時間外学修についての指示	授業において説明した法律や制度が、実際にどのように用いられているかについて考えていただきます。		
その他連絡事項			
科目ナンバリング			